

# 彩の国経営革新モデル企業指定制度実施要綱

## 第1条（目的）

本要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「法」という）第14条の規定による経営革新計画の承認を受け、かつ一定以上の成果を収めた特定事業者を「彩の国経営革新モデル企業」（以下「モデル企業」という。）として指定し、その成果を公開することにより、経営革新意欲の醸成と本県産業の発展に寄与することを目的とする。

## 第2条（対象）

モデル企業は、以下の各号の全てに該当する県内の特定事業者を対象とする。

- (1) 中小企業等経営強化法第14条の規定により承認を受けた、経営革新計画の実施期間が終了していること。
- (2) 原則として、法第3条に基づき定められた基本方針の中で判断基準として定められた経営指標の目標伸び率を達成していること。
- (3) 経営革新計画に基づく取組の成果が、売上の増加または雇用の創出に貢献するなど、他の県内中小企業者の模範となること。
- (4) 経営革新計画に基づく取組を広く公開している、または公開することが可能であること。
- (5) 県税の滞納がないこと。また重大な法令違反がないこと。

## 第3条（指定の申請）

モデル企業の指定を受けようとする特定事業者は、様式1による申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。

## 第4条（モデル企業の指定）

前条の規定によりモデル企業に係る指定の申請が行われた場合において、県は第2条の規定に基づき審査のうえ、モデル企業を選定する。なお、選定に際しては「彩の国経営革新モデル企業選定委員会（以下「委員会」という。）」を開催することができる。

- 2 前項の規定により、モデル企業の指定をする場合は、指定書を交付するものとする。

## 第5条（モデル企業の責務等）

県は、モデル企業に対し、様式2による実績報告書の提出を求めることができる。

- 2 モデル企業及び県は、経営革新計画に基づく取組の成果を、広く公開するよう、努めなければならない。

## 第6条（モデル企業の取消し）

県は、次の各号に該当した場合は、モデル企業の指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの。
- (2) 業績の著しい悪化等、モデル企業としての役割を果たすことが困難となったもの。
- (3) 廃業や倒産等により、企業が消滅したもの。
- (4) 様式3による指定廃止届書を提出したもの。
- (5) その他、モデル企業として相応しくない行為等を行ったもの。

### 附 則

この要綱は、平成14年9月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年9月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

様式 1

令和 年度彩の国経営革新モデル企業指定申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所

企 業 名

代表者職名

代表者名

連絡担当者名

電 話

F A X

E メール

彩の国経営革新モデル企業指定制度実施要綱第3条の規定に基づき指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(1) 経営革新計画テーマ名

(2) 経営革新計画期間

平成（令和）年 月 ~ 平成（令和）年 月（ 年計画）

(3) 経営革新計画承認日

平成（令和）年 月 日

(4) 経営革新計画の実施状況

別紙のとおり

(5) 従業員数

※従業員数には役員も含みます。短時間労働者等は正社員換算して従業員数を算出してください。

計画終了時： 人 現在（※）： 人 ※計画終了時と現在が同一の場合は不要

## 経営革新計画の実施状況

(別紙1)

### (1) 経営革新計画の概要

- ※ 適宜図表又は写真等を添付ください。
- ※ ここで御記入いただいた内容につきましては、モデル企業の事例として広く公開させていただくことがあります。記入枠は適宜拡大・縮小等してください。
- ※ 適宜見出しを付けていただいて構いません。

#### ア 経営革新計画に取り組むにあたって

##### ① 取り組もうと思った動機

(「○○という経営環境の変化などに対して△△という問題意識を持ち経営革新に取り組もうと思った」、「□□ということがきっかけで経営革新に取り組もうと思った」など、具体的に記入してください。)

##### ② 経営革新の目標

(「① 取り組もうと思った動機」を受け、どのような目標を立てたのかを具体的に記入してください。)

#### イ 経営革新計画の実行

##### ① 具体的な取組内容

(「ア②経営革新の目標」の実現に向けて、どのような計画を立て、どのような取組を行ったのか、計画実行にあたっての課題をどのように乗り越えたかなど具体的に記入してください。)

**② 「イ①具体的な取組内容」の実現のための秘訣**

(貴社が計画を実行できた成功の秘訣を苦労・工夫したことなども含めて具体的にお書きください。)

**ウ 経営革新に取り組んだ成果（下記の例を参考に具体的に記入してください。）**

(例)

- 経営指標(売上、付加価値額、経常利益、雇用人数等)における成果
- 社内環境(社内の体制・雰囲気、社員のやる気等)における成果
- 社外環境(マスコミ報道、ビジネスパートナーや金融機関、顧客等からの信用・評判等)における成果

**(2) 経営革新計画の実行にあたって活用した支援策**

活用した支援策の名称	金額等	活用時期

**(3) 他の企業が経営革新計画を実行するにあたって貴社が模範となる事項**

**(4) 今後の展開**

## 経営革新計画関連商品等の概要

(別紙2)

経営革新計画における商品や成果物の画像等を下記の四角囲みに貼ってください。

会社名 :

経営革新のテーマ :

商品等名称 :

商品等概要 :

想定顧客 :

顧客のメリット :

## 誓約書

私は、彩の国経営革新モデル企業の指定を申請するにあたり、下記の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 1 県税の滞納がないこと

埼玉県（産業労働部産業支援課）が彩の国経営革新モデル企業の指定のために必要な範囲内で、当事業者の県税に関する納付状況等について確認することに同意します。（以下のいずれかを記入）

【法人の場合】法人番号（13桁）	
【個人事業主の場合】個人事業税納税番号（9桁）	

### 2 重大な法令違反がないこと

上記について、県環境管理事務所、関係する市町村に環境関連の法令違反を確認することに同意します。

また県雇用労働関係所管課に雇用・労働に関する内容を確認することに同意します。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式 2

## 彩の国経営革新モデル企業指定制度に係る実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

企 業 名

代表者名

担当者名

電 話

F A X

E メール

彩の国経営革新モデル企業指定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告します。

経営革新計画テーマ名

---

経営革新モデル企業指定日 令和 年 月 日

(別紙)

(1) 最近の状況について

※ 経営革新計画の期間終了後における最近の企業全体の取組み、経営革新モデル指定を受けたことによる効果等について記載してください。

※ ここで記載された内容については、広く公開させていただくことがあります。

(2) 企業活動全体の推移

(直近期末の決算書の写しで代えることができます。)

(単位:千円)

	直近期末	備考
A 売上高		
B 売上原価		
C 販売費及び一般管理費		
D 営業利益 $(=A-B-C)$	0	
E 営業外費用		
F 経常利益 $(=D-E)$	0	
(K 給与支給総額)		
G 人件費		
H 減価償却費		
I 付加価値額 $(=D+G+H)$	0	
J 従業者数(人)		
1人当たり付加価値額 $(=I\div J)$	#DIV/0!	

(3) その他(特定事業者の経営革新支援等に係る県への意見、要望等がありましたら御記入ください。)

様式 3

## 彩の国経営革新モデル企業指定廃止届書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

企 業 名

代表者名

担当者名

電 話

F A X

E メール

当社は、下記の理由により彩の国経営革新モデル企業の指定廃止を申請します。

記

経営革新計画テーマ名

---

経営革新モデル企業指定日

令和 年 月 日

廃止申請理由

以上